

【13－1 香川地区大量排出油等防除協議会】

（目 的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同じ。））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- （1） 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- （2） 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- （3） 排出油等防除に関する研修又は訓練
- （4） 排出油等防除活動の連携の推進
- （5） 排出油等処理剤の使用に関する事項
- （6） その他排出油等防除に必要な事項

（組 織）

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

（会 議）

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

（資料の交換）

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

（情報提供）

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（求償事務）

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（訓練）

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、年1回以上の訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

（災害補償）

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（経費）

第13条 会長は、この回の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

（協議）

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の

必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（排出油等防除計画にかかる意見の提出）

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対して意見を述べるものとする。

（庶務）

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

（昭和61年6月27日一部改正）

（平成7年7月19日一部改正）

（平成8年6月26日一部改正）

（平成19年6月26日一部改正）

（平成26年7月1日一部改正）

（平成29年7月1日一部改正）

【13-2 備讃海域排出油等防除協議会連合会】

（目的）

第1条 備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第3条 連合会は次の業務を行う。

- （1） 防除活動の連携の推進に関すること。
- （2） 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- （3） 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- （4） その他排出油等防除に関すること。

（組織）

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - （1） 防除活動の連携の推進に関すること。
 - （2） 連合会の事業計画に関すること。
 - （3） その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれの

ある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置等）

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）

第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

（備讃海域外への応援のための出動調整）

第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

【13-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針】（香川県）

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。

関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

	内 容	
レベルゼロ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15\mu\text{Sv/h}$ 以下 ※ $0.15\mu\text{Sv/h}$ は、平成 19 年度から 21 年度までに観測された全国の平常時の最大値
	実施体制	—
	主な対策	① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析 ② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施 ③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集 ④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査
レベルⅠ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15\mu\text{Sv/h}$ を超え $0.5\mu\text{Sv/h}$ 未満 ※ $0.5\mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準
	実施体制	危機警戒本部 本部長 危機管理総局長 副本部長 危機管理総局次長 本部員 危機管理総局参事、関係課長等
	主な対策	上記に加え、 ① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等） ② 県民からの相談窓口の設置 ③ 国との対策協議 ④ 隣接県や防災関係機関との連携 ⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応 ⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止

	内 容	
レベルⅡ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $20 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。 ※ $20 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	上記に加え、 ① 被害情報の収集・提供 ② 緊急時環境放射線モニタリングの実施 ③ 防災上必要な措置に関する国との協議 ④ 関係機関との応急対策の協議 ⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備
レベルⅢ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $20 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $500 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ※ $500 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	上記に加え、 ① 一時移転対策の実施（誘導・広報等） ② 医療活動 ③ 飲料水、飲食物の摂取制限 ④ 交通機能の確保 ⑤ 交通整理、警戒等の治安対策
レベルⅣ	実施基準	$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施

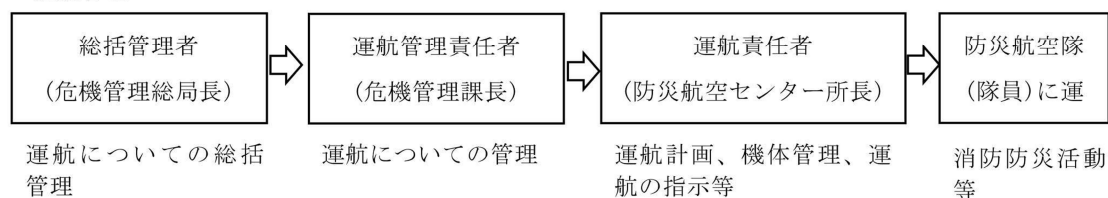
※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。

【14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

1 防災ヘリコプターの運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港内）
- 2 運航日数 365 日勤務
- 3 運航時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の編成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8 名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

職 種		区 分			
		操 縦 士	整 備 士	航 空 隊 員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員		2 名	1 名	5 ～ 6 名	
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救 急 活 動	2 名	0 ～ 1 名	2 ～ 4 名	活動内容により要員を決定する。
	② 救 助 活 動	2 名	0 ～ 1 名	4 名	機内安全要員 1 名 機内操作要員 1 名 降下要員 2 名
	③ 火災防御活動	2 名	0 ～ 1 名	2 名	機内安全要員 1 名 機内操作要員 1 名
	④ そ の 他 活 動	2 名	0 ～ 1 名	1 ～ 5 名	活動内容により要員を決定する。
休 日 体 制		2 名	1 名	5 ～ 6 名	
夜 間 体 制		—	—	—	

※ 災害状況により変更する場合がある。

2 防災ヘリコプターの運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1 事故等の目撃者等から一（1）から（10）のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

（1）自動車事故

イ 自動車からの放出

ロ 同乗者の死亡

ハ 自動車の横転

ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故

ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故

ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

（2）オートバイ事故

イ 時速35km程度以上で衝突した事故

ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

（3）転落事故

イ 3階以上の高さから転落

ロ 山間部での滑落

（4）窒息事故

イ 溺水

ロ 生き埋め

（5）列車衝突事故

（6）航空機墜落事故

（7）傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

（8）重傷が疑われる中毒事件

（9）バイタルサイン

イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）

ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと

ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止

ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう）内であること
- (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3 現場の救急隊員から要請がある場合

4 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL (NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX (NTT)	087-879-1400
	TEL (防災)	433-561
	FAX (防災)	433-581

※

夜間（１７時１５分～０８時３０分）に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊（隊長専用携帯）または県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ連絡すること。

・香川県防災航空隊	TEL (隊長携帯)	090-4337-0011
・県庁危機管理課	TEL (NTT)	087-832-3200
	FAX (NTT)	087-831-8811
	TEL (防災)	200-5066
・県庁守衛室	TEL (NTT)	087-831-1111
	TEL (防災)	200-7-2435

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

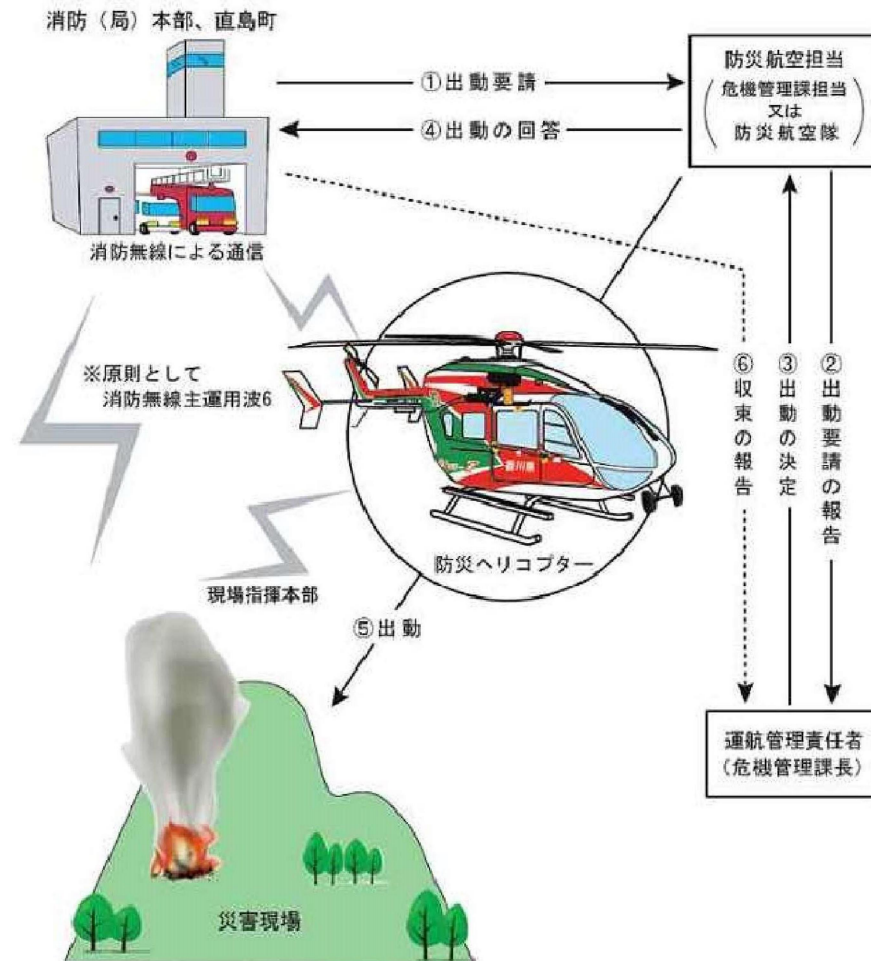
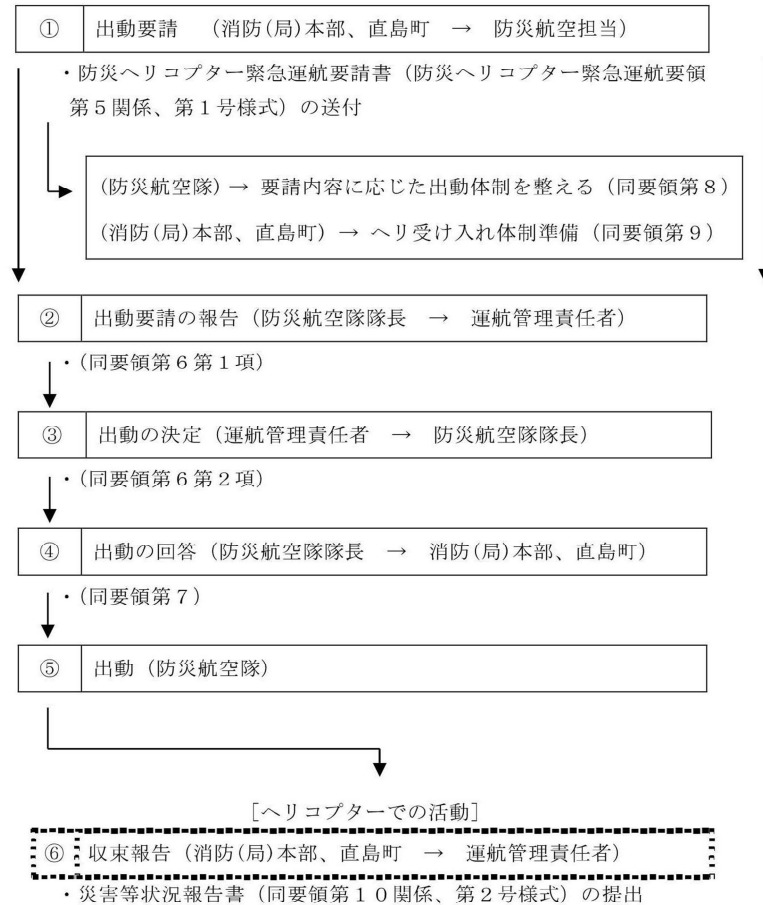
6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航責任者（防災航空センター所長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

5 緊急運航要請手続きのフロー



【14-2 香川県防災ヘリコプター「オリーブⅡ」の飛行場外離着陸場】

【東かがわ市内】

令和6年3月1日現在

場 外 名	場 所	所 在 地	管 理 者	管理者連絡先	座 標	管轄消防本部	備 考
とらまる公園	とらまる公園 多目的グラウンド	東かがわ市西村 1155番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 14' 24" E 134° 18' 59"	大川広域 消防本部	多数機離着陸可能 防災対応
引田運動広場	引田運動広場	東かがわ市引田 991番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 51"	大川広域 消防本部	防災対応
水主	東かがわ市水主	東かがわ市水主 1985番地1～7	大川自動車㈱	090-8973-4069	N 34° 12' 49" E 134° 17' 44"	大川広域 消防本部	防災対応 自隊訓練用
湊川河川敷 下流	湊川河川敷	東かがわ市湊 1301番1地先	香川県 長尾土木事務所	0879-52-2585	N 34° 14' 37" E 134° 20' 59"	大川広域 消防本部	
引田運動広場 駐車場	引田運動広場 駐車場	東かがわ市引田 959番地1	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 48"	大川広域 消防本部	
東かがわ市 防災物資 拠点施設	東かがわ市 防災物資 拠点施設	東かがわ市 湊1789番地	東かがわ市 (総務部危機管理課)	0879-26-1235	N 34° 14' 42" E 134° 21' 20"	大川広域 消防本部	防災対応
瀬戸内パーク	佐川アドバンス㈱ 瀬戸内パーク	東かがわ市町田 288番地1	佐川アドバンス㈱ 瀬戸内パーク	0879-23-0100	N 34° 14' 41" E 134° 18' 10"	大川広域 消防本部	
白鳥中央公園	白鳥中央公園 第2駐車場	東かがわ市帰来 1101番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 13' 59" E 134° 22' 17"	大川広域 消防本部	防災対応